

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		容積率の特例
根拠法令及び条項		マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	解釈文書等 耐震性不足の老朽マンションの建替え等を促進するため、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）（以下「改正マンション建替え法」という。）が平成26年6月25日に公布、同年12月24日に施行 「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59の規定の運用について（技術的助言）」（令和7年12月26日国住街第125号） 「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59の規定の運用について（技術的助言）」（令和7年12月26日事務連絡）
	設定等年月日	令和8年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（処分の先例がないか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないため）
	設定等年月日	令和8年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）